

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和四年四月十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十二号

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成二十一年広島県人事委員
会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

	改 正 後	改 正 前
事務局長 会計管理者 次長 課長	事務局長 会計管理者 次長 課長 室長	事務局長 会計管理者 次長 課長

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。